

# 輪島市穴水町環境衛生施設組合規約

(昭和40年6月19日告示第1号)

改正 昭和42年3月22日 昭和49年4月8日  
平成7年7月28日 平成18年1月11日  
平成19年3月26日 平成21年3月19日  
平成21年7月8日

(名称)

第1条 この組合は、輪島市穴水町環境衛生施設組合と称する。

(組合を組織する市町)

第2条 この組合は輪島市及び穴水町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する次に掲げる一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関すること。

- ア ごみ固形燃料化施設
- イ ごみ固形燃料焼却施設
- ウ し尿処理施設
- エ 最終処分場

(2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場の設置、管理及び運営に関すること。

2 前項の事務を共同処理する区域は、関係市町の区域とする。ただし、同項第1号ウ及びエに規定する一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する事務並びに同項第2号に規定する事務については、輪島市(旧門前町の区域に限る。)及び穴水町の区域とする。

(事務所の設置)

第4条 この組合の事務所は石川県鳳珠郡穴水町字鶴島9字3、4番地衛生センター内に置く。

(組合の議会)

第5条 この組合の議会の議員の定数は6名とし、その選出区分は次のとおりとする。

輪島市 3名 穴水町 3名

2 前項の組合の議会の議員は、関係市町の議会においてその議会の議員のうちから選挙する。

3 前項の選挙が終わったときは、関係市町長は直ちにその結果を組合長に通知しなければならない。

(議員の任期)

第6条 この組合の議会の議員の任期は、関係市町の議員の任期中とする。

2 議員に欠員が生じたときは、関係市町議会において直ちに補欠選挙を行う。

3 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 この組合の議員のうちから、議長及び副議長を各1名選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。

(組合の執行機関)

第8条 この組合に組合長及び副組合長を置く。

2 組合長は組合の議会において関係市町の長のうちから選挙する。

3 副組合長は、関係市町の副市町長のうちから組合長が組合議会の同意を得て選任する。

4 組合長及び副組合長の任期は、関係市町の長及び副市町長の任期による。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が任命する。

(組合の補助機関)

第10条 この組合に必要な職員を置き、組合長がこれを任免する。

(監査委員)

第11条 この組合に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は2人とし、組合長がこの組合の議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者、及びこの組合の議会の議員のうちからこれを選任する。
- 3 監査委員の任期は4年とする。但し、この組合の議員のうちから選任されたものにあつては、その議員の任期とする。
- 4 監査委員はその任期を満了した場合においても、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うものとする。

(経費の支弁方法)

第12条 この組合の経費は、関係市町の分担金並びに使用料、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の分担金は、別表の定めるところにより関係市町が負担する。

附 則

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和42年3月22日）

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和49年4月8日）

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成7年7月28日）

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成18年1月11日）

この規約は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日）

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月8日）

この規約は、平成21年8月1日から施行する。

別表（第12条関係）

経費区分		負担割合
ごみ固形燃料化施設	建設費及び関連経費	輪島市 75% 穴水町 25%
	建設に伴うクリーンセンター解体費及び関連経費	輪島市 50% 穴水町 50%
	維持管理費	処理実績割
し尿処理施設	維持管理費	処理実績割
	その他経費	輪島市 50% 穴水町 50%
最終処分場	維持管理費	処理実績割
	その他経費	輪島市 50% 穴水町 50%
火葬場	維持管理費	処理実績割
	その他経費	輪島市 50% 穴水町 50%
その他組合の運営管理に関する事務に要する経費		輪島市 50% 穴水町 50%

## 備考

- 1 処理実績割は、関係市町の当該年度の処理実績の割合とする。
- 2 この組合が構成団体となる一部事務組合に対する負担金等については、当該一部事務組合が定める負担金等の算出方法により算出された金額をもって関係市町の負担とする。